

令和 6 年度第 2 回瑞浪市都市計画審議会会議記録

開催日時	令和 7 年 2 月 1 0 日（月）		1 5 時 0 0 分 開会
			1 6 時 1 0 分 閉会
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室		
出席委員	会長 磯部 友彦 委員 奥村 正子 橋本 好江 渡邊 康弘 柴田 幸一郎 辻 正之	委員	福永 泰子 堀井 隆司 坂井 宗明 佐藤 幸子 大森 やすゑ （名簿順、敬称略）
事務局	建設部長 都市計画課長 都市計画課都市政策係長 都市計画課主事		市原 憲 安藤 洋一 安藤 学 成木 和輝
委員以外の出 席者	シティプロジェクト推進課長 シティプロジェクト推進課都市開発係長		今井 哲也 小川 怜
付議事件			
議題		瑞浪市都市計画マスタープランの改定について 瑞浪市都市計画マスタープランの答申について	
委員会の顛末		瑞浪市都市計画マスタープランの改定については意見なしとし、 答申（案）のとおり瑞浪市長に対し答申を実施する。	

《開会》 都市計画課長	皆さま、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本審議会については、夏頃を目途に開催する予定でしたが、内容の再調整を実施したことにより、開催が遅くなったことをお詫び申し上げます。それでは、ただ今より、令和6年度第2回瑞浪市都市計画審議会を始めさせていただきます。 私は委員会の進行を務めさせていただきます、審議会事務局、都市計画課の安藤と申します。よろしくお願いいたします。委員12名中11名の方がお揃いでございますので、瑞浪市都市計画審議会設置条例第6条第2項に定める会議の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告いたします。 また、本日の審議会の議事録につきましては、公開の対象となりますので、委員の皆さまはご承知おきくださいますよう、お願いいたします。 それではここで、お手元の資料の確認をお願いいたします。 ・ 審議会次第 ・ 資料1：瑞浪市都市計画マスタープラン（案） ・ 資料2：瑞浪市都市計画マスタープラン（案）新旧対照表 ・ 資料3：瑞浪市都市計画マスタープラン（案）のパブリックコメントの結果について ・ 資料4：瑞浪市都市計画マスタープラン（案）の答申書（案） ・ 資料5：瑞浪駅周辺再開発整備事業について となります。資料に過不足等ございませんでしょうか。もし過不足等ございましたらお申し付けいただきますようお願いいたします。 本日、事務局として建設部長市原と都市計画課職員安藤、成木が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、会議に先立ちまして、建設部長市原より挨拶申し上げます。
建設部長	（建設部長より挨拶）
都市計画課長	ここからの議事進行を瑞浪市都市計画審議会会長磯部友彦様にお願いしたいと存じます。磯部会長、よろしくお願いいたします。
会長	はい、会長の磯部でございます。本日はよろしくお願いいたします。 今年は、昭和で換算すると昭和100年になります。なぜその話をするかと言いますと、この都市計画審議会の根拠となる都市計画法が大正時代、1919年にできました。当時は、農村から都市に代わっていく時代で、やみくもに整備しても大変なことになるため、都市計画法に基づき、都市の発展を適切に規制することになりました。そして昭和の時代になり100年間をかけて都市を発展させてきた時代であると考えます。 しかし、現在は整備された交通網や施設は老朽化が始まっています。それを直しながら、これからの100年、こういった整備をしていくのが良いか

	を考えるのは、我々の責任でございます。過去１００年でつくってきたまちをどうやって維持していくかを議論していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。
【傍聴可否】 会長	それでは議事に先立ち、傍聴希望者の確認を行います。本日の傍聴希望者はみえますか。
事務局	ありません。
【議事録署名者の指名】 会長	傍聴の希望がありませんので、このまま進めさせていただきます。 続きまして、議事録署名者の指名に移りたいと思います。運営規則第８条に議事録署名者は会長が指名した委員２名ということになっております。本日の議事録署名者は、福永委員と佐藤委員を指名させていただきます。よろしく願いします。 それではただいまから、審議に入ります。 なお、会議中の質問、発言は挙手をしていただき、私からの指名により、発言していただきますようお願いします。
	次第３の議事に入ります。関連性があるため、議第１号「瑞浪市都市計画マスタープラン（案）について」と議第２号「瑞浪市都市計画マスタープラン（案）のパブリックコメントの結果について」の議題をあわせて審議したいと思います。 瑞浪市都市計画マスタープランの改定案については、前回、前々回の審議会において、慎重審議をいただいております。その後、さらに県等との調整を経て、最終案が作成され、令和６年１１月には、最終案に対してパブリックコメントが実施されました。まずは、事務局より最終の改正案が示されましたので、その内容について事務局から説明を求めます
事務局	議第１号「瑞浪市都市計画マスタープラン案について」事務局より説明
会長	ありがとうございます。質疑は後ほど受けたいと思います。続いて、議第２号「瑞浪市都市計画マスタープラン（案）のパブリックコメントの結果について」事務局からの報告を求めます。
事務局	議第２号「瑞浪市都市計画マスタープラン（案）のパブリックコメントの結果について」事務局より説明
会長	はい、ありがとうございます。ただいま、議第１号「瑞浪市都市計画マスタープラン案」について、議第２号「瑞浪市計画マスタープラン案のパブリ

	ックコメントの結果について」を説明頂きました。これに対して質疑を求めます。
委員	新旧対照表 10 ページの DID についてになります。1 番最後のところに「人口密度は減少傾向です。」とありますが、この表現は正しいのかお尋ねします。DID は人口集中区域のことであるが、人口密度が減少傾向とあるのは、事実なんです、入れる必要がないのではというのが僕の意見ですが、いかがでしょうか。
事務局	人口密度が減少しているのは、表から読み取れるかと思います。少し矛盾するような表現になっていますが、分析結果の事実として、DID 地区として広がっているが、密度は薄くなっているため、このようにまとめています。
委員	事実として文言を入れたいということでしょうか。
事務局	はい、その通りです。
会長	DID は山として表現ができ、昔は狭いところに大きい山があり、密度が高かったが、今は、山が低くなって広がってきているということになります。一定基準を満たせば DID 地区になりますので、今は面積が増え、密度が減っていることを説明しています。そのような解釈でよろしくをお願いします。 他にいかがでしょう。
委員	確認になります。まちづくり構想のところで土岐地区、明世地区で一部修正したとありますが、まちづくり部署に確認していますか。
事務局	質問の内容については、地域計画作成の内容を反映させています。土岐地区ですと、移住者や若者が楽しく暮らせるまち、遊びやすい居場所がある等といった表現がありましたので、包括的に表現するため、「快適な都市環境」を追記しました。明世地区ですと、市民公園だけでなく地域の方が愛着のある狭間川公園、四反田公園などがあり、世代を超えた交流に使いたいという方針もありましたので、それを反映させてもらいました。
委員	分かりました。しっかり理解いただけるよう進めていただければと思います。他の計画でそこが不十分なことがありましたので、確認しました。
会長	他いかがでしょうか。
委員	1 2 3 ページになりますが、特別緑地保全地区の整理についてももう少し説

	明をお願いします。
事務局	竜吟峡の特別緑地保全地区については約40haあり、自然環境の保全に努めています。改定前は同じような表現が続けて書かれておりましたので、まとめて整理させていただきました。 遊歩道を再整備したり、適切な管理を行っておりますが、今後も地域の方と一緒に保全を図っていきたいと思っております。
委員	はい、ありがとうございました。
会長	他いかがでしょうか。 都市計画マスタープランの位置づけは、結構難しいところがありまして、上位計画に総合計画というものがあります。そこにしっかり書かれてるものを載せても意味がありませんので、総合計画でうたっていることは別にここで書く必要はありません。 もう一つ、都市計画というのはいろいろな施設を作っていく計画ではありますが、位置、大きさ、広さ、用途を大きく決めるところであって、細かいところまで決めることはしません。なぜかと言うと、色々な創意工夫を、その後にやっていただくからです。そのときは全部が全部、行政がやるばかりでなくて、民間の力を借りてやっていくってこともあったりします。あまり細かいことを決めてしまうと、柔軟な身動きが取れなくなってしまうということもございますので、きちんとしたその大きい方針をまとめていくという程度にしています。もう少し細かい話が欲しいという気持ちも分かりますが、そこは皆さんの各関係者の創意工夫でいろいろと動かしていくというそういう関係があります。 ここでお諮りしたいと思います。瑞浪市都市計画マスタープランの改定に対する意見は特になしということでもとめたいと思いますけどよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	それでは議第3号瑞浪市都市計画マスタープラン（案）の答申について事務局から説明いただきたいと思います。お願いします。
事務局	議題3号「瑞浪市都市計画マスタープラン（案）の答申について」事務局より説明
会長	皆さんの議論や私のコメント等を踏まえて付帯意見を付けていただいたところです。答申案についてご意見ございますでしょうか。

	特段ご意見ございませんでしたので、事務局案のとおりとしたいと思います。皆さまよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし。
会長	はい、ありがとうございました。皆さまから承認いただきましたので、本審議会後に私から市長へ答申いたしますのでご承知おきください。 瑞浪市都市計画マスタープランの改定について今後のスケジュール等事務局から補足説明ありますでしょうか。
事務局	事務局よりスケジュール等の説明
会長	はい、ありがとうございました。 以上で本日の審議事項は終了いたしました。皆さまには議事進行にご協力賜り誠にありがとうございました。以降は事務局で進行お願いいたします。
都市計画課長	はい、磯部会長ありがとうございました。 それでは次第４その他となります。「瑞浪駅周辺再開発事業について」まず事務局から、今後、本審議会内で再開発事業を議論いただく理由、審議会の関わりについて説明いたします。
事務局	都市計画決定等に関する説明
シティプロジェクト推進課長 小川係長	シティプロジェクト推進課長より挨拶 (瑞浪駅周辺再開発に関する説明)
都市計画課長	ありがとうございました。今説明していただいた内容でご質問等ある方いらっしゃいますでしょうか。
委員	県決定の都市計画に対する意見書に関して確認になりますが、１１月開催予定の瑞浪市都市計画審議会で県に出す意見書を、皆さんに見ていただいて、そこで意見をくださいということでしょうか。
シティプロジェクト推進課長	そうです。県決定の都市計画内容を説明させていただき、ご意見をいただきます。その後予定しています１２月岐阜県の都市計画審議会で諮っていただくことになります。
小川係長	あわせて南地区の再開発の部分であったり、高度利用地区について市の決

	定の分は、一緒に審議していただくことを予定しております。
委員	再開発ビルについて、11階建と説明がありましたが何か根拠がありますでしょうか。もっと高いほうが、一人当たりの負担額が低くなると思いますが、どうでしょうか。
小川係長	今の事業計画としましては、再開発事業ですので、余分にマンション部分を作り、それを売ること、事業費に充てるということになります。瑞浪の住宅需要に合った、建物の規模が重要と思っていまして、今は11階建でおおむね100戸前後のマンションが適しているのではということで計画しております。
委員	高度利用地区について教えてください。高度利用地区の道路や、オープンスペース、駐車場のスペースといった8割くらいが県が都市計画決定を行う部分に感じます。市がこの高度利用地区の申請をするのか、それとも市と県がそれぞれ申請するのか、どのように行うのか教えてください。
小川係長	高度利用地区に道路の部分や駅前広場も入っていますが、この規制がかかるのは、民地部分の建物に規制がかかります。そのため瑞浪市で定めることになります。 区域が広い、建物の部分だけでも良いのではないかという話もあるかと思いますが、再開発事業の要件として、高度利用地区の中でしか市街地再開発事業の都市計画決定ができないというところがありますので、再開発事業のエリアに合わせた形になります。
会長	瑞浪市の立場で言いますと、公共側の土地をどれだけ確保するかという話になります。公共側で責任をもって土地を確保して、良いまちにしていける。それが県であろうが市であろうが、役割分担してやっていくことになります。先ほどの説明で停車場線とありましたが、駅につながる道は大事な道ですので、市ではなく県で取り扱うため県道となります。 駅北に関しては、公共側の土地を確保してうまく施設をつくって、人や車の流れを良くして、駅が使いやすくなるというストーリーが描けると良いと感じました。以上です。
都市計画課長	ありがとうございました。皆さまからご意見をいただきましたが、来年度に都市計画審議会を8月、11月と開催予定でございますので、よろしくお願いしたいと思います。 委員の皆さま方に置かれましては、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

《閉会》	本日の議事録に関してましては、後日、議事録署名者の福永委員と佐藤委員にご確認いただき、瑞浪市のホームページに掲載させていただく予定です。 以上を持ちまして、令和6年度2回瑞浪市都市計画審議会を閉会させていただきます。次回開催については令和7年8月頃を予定しております。後日日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日は長時間にわたり、ご審議いただき、ありがとうございました。
-------------	---